

～防犯カメラ設置の流れ～

番号	事務の流れ	提出書類
1	役員会などで、防犯カメラ設置についてよく話し合ってください。	
2	市(市民協働課)と事前相談をしてください。	
3	設置する場所や台数等を決めてください。設置場所については、効果をより有効なものにするため、犯罪の発生状況や防犯に熟知している警察(生活安全課)に相談してください。	
4	設置予定場所の近隣住民の方と話し合い、理解を得てください。	
5	複数の業者から、防犯カメラのカタログや設置費用の見積もりを取り寄せて、検討してください。(見積もりが130万円を超える場合、2社以上の見積もりが必要)	
6	防犯カメラ設置に伴う使用許可等について、市道は「みち・みどり整備課」、府道であれば「大阪府富田林土木事務所」、関電柱に設置予定であれば「関西電力」、NTT柱は「NTT」と調整してください。	
7	立ち合い後、市に書類を提出してください。	事前相談書、議事録、設置場所の概略図・写真
8	市から「内示書」が届きます。	
9	「内示書」を受け取ってから、「事業計画書」や「運用規程」等を作成し、番号6で記載した関係機関や、設置場所が私有地であれば所有者等との許可・契約等の手続きを済ませてください。また、撮影範囲に入っている住民の方からの同意書も必要です。	
10	市に書類を提出してください。	交付申請書、事業計画書、予算書、位置図、平面図、運用規程、見積書、カメラのカタログ等、設置場所の許可証(内諾書可)、同意書、内示書の写し
11	市から「交付決定通知書」が届きます。	
12	施行業者と契約し、防犯カメラを設置してください。 ※「交付決定通知書」が届いてから、設置工事に取り掛かることができます。	
13	設置完了後、防犯カメラの設置費用を契約業者へ支払い、関係書類を添えて、市へ「実績報告書」等を提出してください。	実績報告書、決算書、カメラ現況写真、撮影された画像写真、請求書(業者)、領収書、請求書(市)
14	決裁後、約2週間後の水曜日に指定口座に振り込みます。	

※ 番号13の「実績報告書」については、設置申請年度の3月までに提出してください。